

両面記入が必要です。

令和4年度 民設学童クラブ利用助成費交付申請書

令和5年3月31日

神戸市長 宛

次のとおり、民設学童クラブ利用料助成費交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

※申請者は、民設学童クラブ入会申込者と同じ保護者としてください。

申請者 (保護者)	フリガナ		電話	-	-
	名前				
	住所	〒 - 神戸市 区			

児童	入会している学童クラブ		性別	学年	生年月日
	名前				
	フリガナ		男・女	年	平成 年 月 日
	名前				
	フリガナ		男・女	年	平成 年 月 日
	名前				
	フリガナ		男・女	年	平成 年 月 日
名前					

※兄弟姉妹で交付申請される場合は、申請される児童全員をご記入ください。

各月の実際の支払額および延長利用状況をそれぞれご記入ください。(月極のみ対象、利用料は全員分)

利用 状況		4月	5月	6月	7月
	人数	人	人	人	人
	利用料	円	円	円	円
	延長利用状況	なし・1時間以内・1時間超	なし・1時間以内・1時間超	なし・1時間以内・1時間超	なし・1時間以内・1時間超
		8月	9月	10月	11月
	人数	人	人	人	人
	利用料	円	円	円	円
	延長利用状況	なし・1時間以内・1時間超	なし・1時間以内・1時間超	なし・1時間以内・1時間超	なし・1時間以内・1時間超
		12月	1月	2月	3月
	人数	人	人	人	人
	利用料	円	円	円	円
	延長利用状況	なし・1時間以内・1時間超	なし・1時間以内・1時間超	なし・1時間以内・1時間超	なし・1時間以内・1時間超

申請額									円
振込先 記入欄	振込金融機関				銀行 信用金庫/信用組合、 労働金庫、農協			支店 出張所 支所	
	振込 口座	預金種別	普通預金 / その他()						
		口座番号							
	口座名義								

この情報は、学童保育事業以外の目的には使用しません。

裏面も必ずご記入ください

↓該当するいずれかに丸をしてください

区分	申請理由	必要書類(口欄にチェック後にご提出ください)
	生活保護受給世帯	<input type="checkbox"/> ①生活保護適用証明書 <input type="checkbox"/> ②民設学童クラブ利用料支払領収書(申請月全て)
	令和4年度分の市民税非課税の世帯のうち母子・父子家庭 <small>※寡婦(夫)控除のみなし適用をした場合に非課税扱いになる世帯を含む(下記をご一読ください)</small>	<input type="checkbox"/> ①令和4年度市民税非課税証明書※1(令和3年分所得) <input type="checkbox"/> ②児童扶養手当証書の写しまたは、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し等 <input type="checkbox"/> ③民設学童クラブ利用料支払領収書(申請月全て)
	前年分の所得税非課税世帯 <small>※平成22年度税制改正前の扶養控除の適用をした場合に非課税扱いになる世帯を含む(下記をご一読ください)</small>	<input type="checkbox"/> ①令和3年分所得税非課税を証明するもの(令和3年分源泉徴収票※2、確定申告書などの写し) <input type="checkbox"/> ②民設学童クラブ利用料支払領収書(申請月全て) <small>※平成22年度税制改正前の扶養控除の適用をすると非課税扱いになる場合は、下記扶養親族申告書もご記入ください。</small>

※1「市民税非課税証明書」:令和4年1月1日にお住まいであった市区町村の役所(住民税担当)で発行されたもの。

※2 勤務先が複数ある場合は、すべての勤務先の源泉徴収票を提出ください。

平成22年度税制改正前の扶養控除を適用した場合の非課税扱いについて

平成22年度の税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、本助成制度では、これらの扶養控除の廃止がなかったものとして扱います。したがって、所得税が課税されていても、再計算により、非課税扱いとして助成費交付対象になる場合がありますので、該当する可能性がある場合はお問い合わせください。

また、該当する場合は、本紙表面の利用料助成費交付申請書に必要事項を記入するとともに、下記扶養親族申告書に18歳以下の扶養親族を記入のうえ、所得の分かる書類(源泉徴収票又は所得税確定申告書の写し)を添えて申請してください。

なお、扶養親族申告書の記入がない場合、再計算ができなくなり、非課税扱いとして助成費交付決定できなくなりますので、あらかじめご了承ください。

【参考】平成22年度税制改正により廃止になった扶養控除

年少扶養控除 380,000円×16歳未満(0～15歳)の扶養親族の数

特定扶養控除上乗せ分 250,000円×16～18歳の扶養親族の数

扶養親族申告書

令和3年12月31日時点で、18歳以下(平成15年1月2日～令和4年12月31日生)の方全員を記入してください。

刃が子 名前	続柄	生年月日	性別	同居・ 別居	税法上 扶養者
.....		年 月 日	男・女	同・別	父・母
.....		年 月 日	男・女	同・別	父・母
.....		年 月 日	男・女	同・別	父・母
.....		年 月 日	男・女	同・別	父・母
.....		年 月 日	男・女	同・別	父・母

ご提出・お問い合わせ先

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111番地 神戸商工中金ビル4階
 神戸市行政事務センター 学童保育担当 (TEL 078-381-5533)